平成 30 年 3 月 19 日

各施術所　御中

名古屋市健康福祉局長

施術所に対する報告及び検査の実施について（通知）

日頃は、本市の健康福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、平成３０年度より施術所に対する報告及び検査を、下記のとおり実施することといたしました。

保健所からお送りする「施術所自己チェック表」への回答、またその後の検査の実施について連絡があった際には、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

記

１　実施対象施設及び実施頻度

毎年４月１日現在において開設している施術所の中から、１０年に１回程度実施いたします。なお、各年度の対象となる施設には改めてご案内いたします。

２　実施手順

（１）報告

ア 保健所から対象施設へ「施術所自己チェック表」を送付

イ 対象施設は「施術所自己チェック表」を記入し、保健所へ返送

ウ 記入いただいた「施術所自己チェック表」の内容を保健所が確認します

（２）検査

報告対象施設の中から、保健所が聴き取り、現場確認をさせていただく場合があります。

（裏面もご覧ください）

３　施術所自己チェック表の主な内容

（１）法令上の手続き

（２）構造設備

（３）施術の制限

（４）清潔保持

（５）広告

（６）個人情報管理

（７）その他施術所運営上必要な項目

４　担当する保健所

| 施術所の所在区 | 担当保健所 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 千種区、昭和区、瑞穂区、名東区 | 千種保健所<br>医療監視担当 | 052-753-1963 |
| 西区、中村区、熱田区、中川区 | 中村保健所<br>医療監視担当 | 052-481-2239 |
| 東区、北区、中区、守山区 | 中保健所<br>医療監視担当 | 052-265-2254 |
| 港区、南区、緑区、天白区 | 南保健所<br>医療監視担当 | 052-614-2827 |

５　その他

保健所から検査の実施について連絡があった際には、日程調整も含めご協力いただきますようよろしくお願いします。

照会先：（健康部保健医療課医療安全確保担当　電話 052-972-3495）

※平成３０年４月１日より各区の「保健所」は「保健センター」になります。